第一条の二第三項の表法第六十一条の四第二項の項及び法第六十六条の十三第一項第一号の項を次のように改める。

法第六十一条の四第二項	投資法人及び	投資法人、
	特定目的会社	特定目的会社及び法人税法第四条の七に規定する受託法人
	法人税法	同法
法第六十六条の十三第一項第一号	投資法人及び	投資法人、
	特定目的会社	特定目的会社及び法人税法第四条の七に規定する受託法人
	おいて法人税法	おいて同法

第一条の二第三項の表第二十七条の四第十項及び第二十八条の九第十三項の項中「第二十七条の四第十項」を「第二十七条の四第五項」に改め、同表第三十九条の三十九第十三項及び第三十九条の五十六第三項の項中「第三十九条の三十九第十三項」を「第三十九条の三十九第四項」に改める。

第二章（第十九条の三第二十三項、第十九条の四第十一項、第二十五条の十の五第二項及び第二十五条の十四を除く。）中「国内に恒久的施設を有する非居住者」を「恒久的施設を有する非居住者」に改める。

第二条第五号中「及び住所」を「、住所及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下この章において同じ。）又は法人番号（同条第十五項に規定する法人番号をいう。以下この章において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所。第七号において同じ。）」に、「第七号」を「同号」に改め、同条第七号中「及び住所」を「、住所及び個人番号又は法人番号」に改める。

第二条の四第三項の表第四十一条の二第一項の項中「第四十一条の二第一項」の下に「及び第二項」を加え、同表第四十一条の二第二項の項中「第四十一条の二第二項」を「第四十一条の二第三項」に改め、同条第五項中「（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十五項に規定する法人番号をいう。以下この章において同じ。）」を削る。

第二条の六第一項第一号中「（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下この章において同じ。）」を削る。

第二条の三十六第十項中「提示しなければ」を「提示し、又は署名用電子証明書等（法第三十七条の十一の三第四項に規定する署名用電子証明書等をいう。以下この項において同じ。）を送信しなければ」に、「に記載された」を「又は署名用電子証明書等に記載又は記録がされた」に、「名称」を「名称又は署名用電子証明書等の送信を受けた旨」に改める。

第三条第一項中「第十八項及び第二十一項」を「第十七項及び第二十項」に改め、同条第二項本文中「第十六項」を「第十五項」に改め、同項ただし書中「次条第十九項」を「次条第十八項」に、「第十五項」を「第十四項」に、「第十六項」を「第十五項」に、「第二十六条の二十第二十二項」を「第二十六条の二十第二十一項」に改め、同項第一号中「第十五項及び第十八項」を「第十四項及び第十七項」に、「及び第十五項」を「及び第十四項」に改め、同項第二号中「第十七項」を「第十六項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とし、同条第八項から第十項までを一項ずつ繰り上げ、同条第十一項中「第十項」を「第九項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十二項中「第七項の」を「第六項の」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十三項中「第七項の」を「第六項の」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十四項中「第七項の」を「第六項の」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十五項中「第十八項」を「第十七項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十六項ただし書中「次条第十九項」を「次条第十八項」に、「第二十六条の二十第二十二項」を「第二十六条の二十第二十一項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十六項中「第二十一項」を「第二十項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十九項を同条第十八項とし、同条第二十項中「第二十三項」を「第二十二項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第二十一項を同条第二十項とし、同条第二十二項中「第二十一項」を「第二十項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第二十四項中「第十五項、第十六項及び第十八項」を「第十四項、第十五項及び第十七項」に改め、同項の表第二項の項中「第十五項」を「第十四項」に、「第二十四項」を「第二十三項」に改め、同表第十八項の項中「第十八項」を「第十七項」に改め、同条第二十四項を同条第二十三項とし、同条第二十五項を同条第二十四項とする。

第三条の二第四項中「第二十四項」を「第二十三項」に改め、同条第五項を削り、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とし、同条第八項中「前条第八項及び第九項」を「前条第七項及び第八項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項中「第十四項」を「第十三項」に、「第七項の」を「第六項の」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項中「第七項の」を「第六項の」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十一項を同条第十項とし、同条第十二項中「第十六項」を「第十五項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十三項中「前条第八項及び第九項」を「前条第七項及び第八項」に、「同条第十項」を「同条第九項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十四項中「第十二項」を「第十一項」に、「第十六項」を「第十五項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十五項を同条第十四項とし、同条第十六項から第十八項までを一項ずつ繰り上げ、同条第十九項中「第四項まで、第六項、第十項、第十五項から第十八項まで及び第二十一項から第二十五項まで」を「第五項まで、第九項、第十四項から第十七項まで及び第二十項から第二十四項まで」に改め、同項の表第二項の項中「次条第十九項」を「次条第十八項」に、「第十五項」を「第十四項」に改め、同表第十六項の項中「第十六項」を「第十五項」に、「次条第十九項」を「次条第十八項」に改め、同表第二十四項の項、第二十四項の表第二項の項及び第二十四項の表第二項第一号の項の項中「第二十四項」を「第二十三項」に改め、同表第二十四項の表第十六項の項中「第二十四項の表第十六項」を「第二十三項の表第十五項」に改め、同表第二十四項の表第十八項の項中「第二十四項の表第十八項」を「第二十三項の表第十七項」に改め、同条第十九項を同条第十八項とし、同条第二十項中「第二十二項」を「第二十一項」に、「第二十三項」を「第二十二項」に、「第二十四項」を「第二十三項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第二十一項中「第二十項」を「第十九項」に、「第二十二項」を「第二十一項」に、「第二十四項」を「第二十三項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第二十二項中「第二十一項」を「第二十項」に、「第二十三項」を「第二十二項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第二十三項中「法第九条の六第四項又は」を削り、同項を同条第二十二項とし、同条第二十四項中「若しくは第九条の六第四項」を削り、「第二十二項」を「第二十一項」に改め、同項ただし書中「次条第三十四項若しくは第二十六条の二十第二十七項」を「次条第三十三項若しくは第二十六条の二十第二十六項」に、「同条第二十八項」を「同条第二十七項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十五項中「第二十項」を「第十九項」に、「第二十二項」を「第二十一項」に、「第二十四項」を「第二十三項」に、「第二十一項」を「第二十項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十六項を削る。